

令和5年3月13日

新型コロナウイルス感染症の感染者発生に係る今後の公表について

これまで、当施設内において感染者が確認された場合、ホームページに掲載してまいりましたが、令和5年3月13日以降は、大規模なクラスターの発生や施設の閉鎖等、利用者サービスに大きな影響が伴う場合のみ公表を行います。

【お問い合わせ先】

大阪支部 総務課

TEL 06-6383-0949